国保税を納めないでいると

国保税を滞納していると、高額療養費の限度額適用認定が受けられなくなる場合があります。
さらに滞納を続けると法令に基づき、下記の措置をとることとなります。

督　促
納期限を過ぎると督促（督促手数料は、督促状1通につき100円）が行われます。
さらに滞納を続けると、延滞金が加算されます。

特別療養費
特別な事情もないのに滞納すると、いったん医療費を全額自己負担することになる「特別療養費」の対象となります。納付相談等により市役所窓口で申請が認められた場合は、あとから保険給付分を支給します。対象となる場合は事前に通知します。



給付の差し止め
国保の給付が全部、または一部差し止めになります。

●そのほかに、財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もあります。
●失業や災害などの特別な事情により、国保税を納められない人は、お早めにご相談ください。

国保税についてくわしくは市公式ウェブサイトをご確認ください



●国保制度は加入者が負担する国保税（料）と国等からの補助金等により運営しています。

県が財政運営の責任主体として保険給付に必要な費用を負担し、その費用の一部を市町が国保税(料)として徴収し、県に納付しています。

国保は安心して医療を受けられるよう、加入者の所得等に応じて国保税（料）を負担し合い、支え合う制度です。しかしながら、近年、医療の高度化や高齢化等により一人当たりの保険給付額が増加しており、国においては今後も引き続き国保制度を維持するため、様々な改革が進められています。

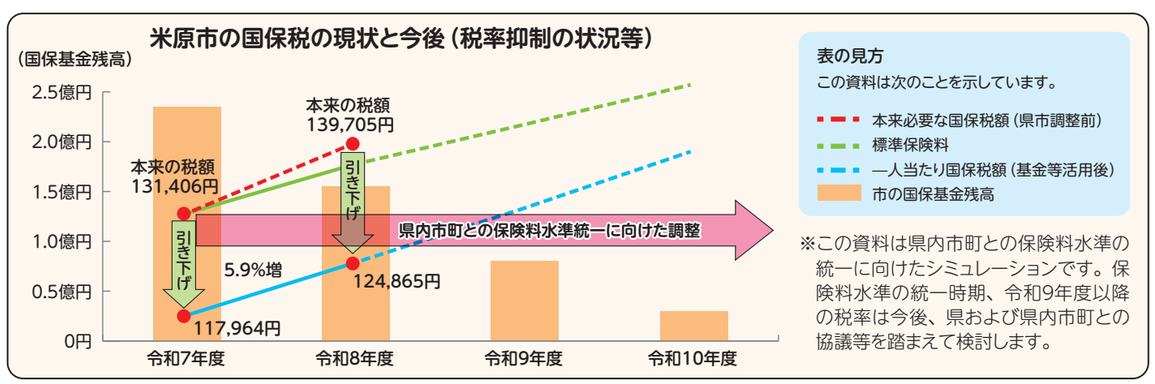
●滋賀県における国保税（料）の統一に向けて

持続可能な国保制度の運営に向け、県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ国保税（料）となるよう、令和9年度（移行期間：令和11年度まで）の保険料水準の統一を目指しています。

●令和8年度の米原市の国保税の状況

令和7年度の本市の国保税率は、市の基金を活用することにより、県が示した令和8年度の標準保険料※に比べ大幅に低く、税率を抑制しています。本市では、国民健康保険運営協議会からの答申を受け、概ね均等な伸び率で段階的に税率を引き上げることとし、令和8年度の税率は令和7年度の一人当たり国保税額の5.9%増に抑制しています。

※標準保険料とは……県が市町ごとに算定した納付金を支払うために必要な保険料のことです。市町は標準保険料を参考に国保税（料）率を決定し、賦課・徴収します。



※この資料は県内市町との保険料水準の統一に向けたシミュレーションです。保険料水準の統一時期、令和9年度以降の税率は今後、県および県内市町との協議等を踏まえて検討します。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
VEGETABLE OIL INK
UD FONT by MORISAWA

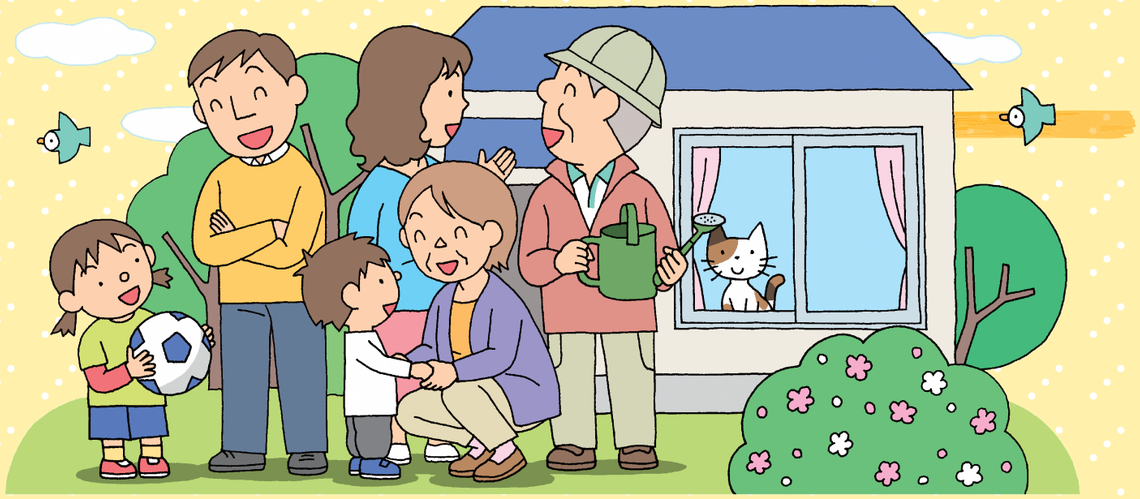
禁無断転載©東京法規出版
KH021230ー A17

みんなで支える

国民健康保険

国保税が国保を支えています

国民健康保険（国保）は、わたしたちの健康と暮らしを守るための制度です。
わたしたちが納める国民健康保険税（国保税）は国保の大切な財源で、病気やけがなどをしてお医者さんにかかったときの医療費などにあてられています。
健康な暮らしを守るため、国保税は納期内に忘れずに納めましょう。



「子ども・子育て支援金」が創設されました

子どもや子育てを社会全体で支え、社会保険制度を維持するため、令和8年度からすべての医療保険において、従来の国保税（料）とあわせて「子ども・子育て支援金」をご負担いただくこととなりました。みなさんに納めていただく「子ども・子育て支援金」は児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など、子育てを支える財源となります。

国保制度の概要は、市公式ウェブサイトをご確認ください。

確認する環境がない場合はご連絡ください

米原市　保険年金課　TEL 0749-53-5114　FAX 0749-53-5118

国保税の決まり方



下記の項目ごとに所得割、均等割、平等割を算出し、それらを合計して、世帯ごとの国保税額が決められます。

1世帯の国保税

（令和8年度の税率）

令和8年度創設

これらの合計が1世帯の国保税額となります		医療給付費分	後期高齢者支援金分	子ども・子育て支援金分	介護納付金分（40歳以上65歳未満の人）
所得割	世帯の被保険者の所得に応じて計算	基準総所得金額※1 ×税率6.44%	基準総所得金額※1 ×税率2.76%	基準総所得金額※1 ×税率0.27%	基準総所得金額※1 ×税率2.4%
均等割	世帯の被保険者数に応じて計算	均等割額 28,200円 ×被保険者数	均等割額 12,100円 ×被保険者数	均等割額 1,239円 ×被保険者数	均等割額 12,300円 ×被保険者数
平等割	1世帯にいくらと計算	平等割額 17,800円	平等割額 7,600円	平等割額 700円	平等割額 6,100円
課税限度額		67万円	26万円	3万円	17万円

※1　前年中の所得から地方税法第314条の2第2項に規定する額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を引いた金額

注意：所得の申告は国保税の算定のためだけでなく、保険給付を受ける際の負担割合や限度額を決めるためにも必要です。必ず申告しましょう（世帯主と国保加入者全員分の申告が必要です。）。

国保税の納め方

国保に加入する被保険者の数等に応じて算定します。

国保税は年齢により必要な項目が異なります。

40歳未満の人



医療給付費分、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分を合わせて納めます（介護納付金分の納付はありません。）。

国保税：医療給付費分／後期高齢者支援金分／子ども・子育て支援金分

40歳以上65歳未満の人（介護保険の第2号被保険者）



医療給付費分、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分、介護納付金分を合わせて納めます。

国保税：医療給付費分／後期高齢者支援金分／子ども・子育て支援金分／介護納付金分

65歳以上75歳未満の人（介護保険の第1号被保険者）



医療給付費分、後期高齢者支援金分、子ども・子育て支援金分を合わせた国保税と、介護保険料は別に納めます。

国保税：医療給付費分／後期高齢者支援金分／子ども・子育て支援金分　　介護保険料

国保被保険者全員が65歳以上75歳未満(※)の世帯の国保税は、法令により原則として世帯主の年金から特別徴収（年金から天引き）になります。

ただし、下記のいずれかに該当する場合は、口座振替や納付書により納付いただきます（普通徴収）。

- **世帯主が国保被保険者以外の場合**
- **特別徴収の対象となる年金が年額18万円未満の場合**
- **世帯主の介護保険料が特別徴収されていない場合**
- **介護保険料の天引きと合わせた額が年金額の2分の1を超える場合**

※世帯主が75歳を迎える年度は普通徴収による納付が必要となります。

原則として年金から天引きになります。年金が年額18万円未満の人は、別途市区町村へ個別に納めます。

年度の途中で40歳になるときは

40歳の誕生日の月（1日が誕生日の人はその前月）の分から介護納付金分を納めます。

年度の途中で65歳になるときは

65歳になる前月分（1日が誕生日の人はその前々月）までの介護納付金分を国保税として年度末までの納期に分けて納めます。



75歳になったら

国保を抜けて後期高齢者医療制度に移行します。後期高齢者医療制度の保険料を納めます。



- 国保税はあらかじめ、誕生月の前月分までの国保加入として計算しています。
- 後期高齢者医療制度に係る案内は誕生月の前月に送付します。
- 後期高齢者医療制度に移られた際に、国保税の口座振替の情報は引き継がれませんのでご注意ください。

国保税の軽減措置

所得が一定以下の世帯　申請不要

世帯主と、その世帯の国保加入者および特定同一世帯所属者の合計所得金額が次の基準額以下であれば、均等割・平等割が減額されます。

基準額（前年中の所得が下記の金額以下の世帯）	軽減率
43万円+10万円×（給与・年金所得者数－1）	7割
43万円+31万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数 +10万円×（給与・年金所得者数－1）	5割
43万円+57万円×被保険者および特定同一世帯所属者の数 +10万円×（給与・年金所得者数－1）	2割

※特定同一世帯所属者とは、国保から後期高齢者医療制度に移行した人で、引き続き同一の世帯に属する人のことです。ただし、世帯主変更等の異動があった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります。

※軽減判定に用いる所得は、所得割の算定に用いる基準総所得金額とは異なります。

高校生世代以下の人　申請不要

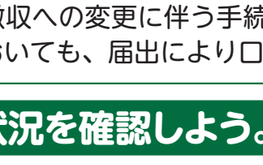
子ども・子育て支援金分の均等割額が10割軽減されます。

出産する被保険者　届出必要

所得割額と均等割額を産前産後期間相当分（4か月分。多胎妊娠の場合は6か月分）免除します。

義務教育就学前のこども　申請不要

医療給付費分と後期高齢者支援金分の均等割額が5割軽減されます。



非自発的失業者　申請必要

会社の倒産や解雇、雇用期間満了などで非自発的失業者（雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者）となった65歳未満の人の国保税は、離職日の翌日から翌年度末までの間、前年所得のうち給与所得を30%として算定します。

国保税は世帯主に課税されます

国保税を納める義務は世帯主にあります。そのため、世帯主が国保被保険者でなくても、世帯の中に1人でも国保被保険者がいれば、納税通知書は世帯主に送付します。

●転入された人の国保税は、後日変更されることがあります

国保税額は前年中の所得をもとに計算しますが、1月2日以降に転入された人の所得は、本市から以前お住まいの市区町村に照会します。算定時点までに所得の確認ができない場合は、所得割以外（均等割、平等割）で税額を計算して課税し、所得が確認できた日の翌月以降に税額を更正し、別途通知しますので御了承ください。

国保税の納税通知書が届いたら



納税通知書等を確認し、納期内に納めてください。

納付方法を確認してください。

納付書で納付の人　当該年度各期分の納付書を同封しています。納期未到来分の納付書は大切に保管し、納め忘れがないようにお気を付けください。

口座振替で納付の人　口座情報を確認いただき、納期限の前日までに指定口座に入金をお願いします。

特別徴収（年金から天引き）で納付の人　年金から税金が天引きされる仕組みを「特別徴収」といいます。特別徴収への変更に伴う手続きは不要です。なお、国保税に未納がない場合は、特別徴収対象者においても、届出により口座振替による納付が可能です。

国保の加入状況を確認しよう。

社保に加入した場合等、国保資格に変更が生じた場合、マイナ保険証登録の有無に関わらず14日以内に市への届出が必要です。